

西区役所税証明等窓口業務嘱託職員要綱

制定 平成 25 年 4 月 1 日
一部改正 平成 27 年 4 月 1 日

1 目的

この要綱は「大阪市嘱託職員要綱」に基づき任用される西区役所税証明等窓口業務嘱託職員（以下「嘱託職員」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容について

嘱託職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市税にかかる証明発行事務
- (2) 自動車臨時運行許可業務
- (3) 市税にかかる納付書等関係書類の交付事務
- (4) 派出銀行終了後の市税収納事務
- (5) 相談業務
- (6) 市税等にかかる事務補助

3 勤務時間等について

- (1) 嘱託職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数及び勤務時間」

午前 9 時 0 0 分～午後 3 時 4 5 分、午前 1 0 時 4 5 分～午後 5 時 3 0 分
または午後 1 時 0 0 分～午後 7 時 0 0 分

ただし週 3 0 時間を超えない範囲 週 5 日

「休日」

- (a) 日曜日及び土曜日
- (b) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。
- (c) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）。

- (2) 西区役所窓口サービス課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。

- (3) 西区役所窓口サービス課長は、前 2 項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替え

るものとする。

- (4) 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の21日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

4 報酬について

嘱託職員の報酬は月額 168,000 円とする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。